

高齢者インフルエンザ 予防接種のお知らせ

対象者 東秩父村に住所がある以下のすべてに該当する方

- ・接種日に65歳以上の方
- ・60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の障がいのある方(身体障害者手帳1級程度)

接種期間 平成24年10月20日から平成24年12月25日

接種料金 自己負担1,000円(公費負担3,600円)
(生活保護受給者は無料)

接種方法 医療機関に予約のうえ、直接受診してください。

問合せ 保健センター ☎82-1557

高齢者の肺炎球菌ワクチン 予防接種費用を一部助成します

肺炎球菌ワクチンは、肺炎の中でも最も多い原因となる「肺炎球菌」によって起こる病気を防ぐワクチンです。

対象者 東秩父村に住所がある以下のすべてに該当する方

- ・接種日に65歳以上の方
- ・初めての接種あるいは接種から5年以上経過をした方

接種期間 平成25年3月31日まで

助成金額 4,000円を限度(接種金額が4,000円未満の場合はその額)
※生活保護受給者は全額助成

接種方法 医療機関に予約のうえ、直接受診してください。

申請方法 領収書と接種済証あるいは肺炎球菌ワクチン予防接種をしたことがわかるものを助成金交付申請書に添付して、保健衛生課または保健センターに提出してください(対象者には直接、申請書等を送付済です)。

問合せ 保健センター ☎82-1557

ストップ! 滞納

11月から1月は滞納整理強化期間です

村税は、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であり、決められた期限(納期限)までに自主的に納めていただくものです。多くの方が期限までに納付されていますが、残念ながら一部の方は滞納している状況にあります。税負担の公平性および税収入を確保するため、東秩父村をはじめ県内62市町と埼玉県では、「滞納整理強化期間」を設定し、「ストップ! 滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。

本村では、滞納者に対する差押えの強化など滞納の解消に向けた取組を行ってまいります。納期限内納税にご協力をお願いいたします。

問合せ 税務課 ☎82-1224

「税を考える週間」11月11日(日)~17日(土)

平成24年度は、「税の役割と税務署の仕事」をテーマに、税の役割、適正・公平な課税と徴収の実現に向けた国税庁、国税局および税務署の取組や国税庁のICT化・国際化に対する諸施策を紹介します。また、「e-Taxの利用促進」に向けた情報を提供します。

ICT化を通じた納税環境の整備 e-Taxや確定申告書等作成コーナーの改善のほか、国税庁ホームページにより、納税者が適正に申告・納税が行えるよう納税の意義や税法の知識、手続等について様々な情報提供を行っています。

国税庁への要望等をお寄せください 国税庁ホームページ「税の役割と税務署の仕事」紹介コンテンツに、広く国民の皆さまから「国税庁に対する要望」等をお聴きするためのアンケート窓口を開設します。

- 税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp
- e-Taxに関する情報はe-Taxホームページへ www.e-tax.nta.go.jp
- e-Taxの操作に関するお問合せはe-Tax作成コーナーヘルプデスクへ 0570-015901

町南団地分譲の募集を行います

分譲区画 土地面積 283.63㎡(約85.8坪) 分譲価格 6,336,000円

申込資格 1 自ら居住するための住宅を必要とする者で、同居の親族(婚約者を含む)があること。

2 自己および配偶者が宅地を所有していない者

3 東秩父村に永住しようとする者。ただし、村外居住者は50歳以下(昭和38年4月1日以降に生まれた方)の者

4 東秩父村に事務所、事業所等を有する法人(平成24年4月1日現在)で、社員の住宅を建設するために宅地を必要としている法人

5 分譲代金の支払いができる者で、当該宅地に契約の日から3年以内に住宅を建設し、住所移転できる者

申込方法 所定の申込書に必要事項を記入のうえ、下記より提出してください。募集案内は11月1日より産業建設課で配布します。

1 申込期間および申込場所 ●11月1日(木)~16日(金) 午前9時~午後3時 ●場所 産業建設課(郵送不可)

2 申込に必要な書類等 ・分譲申込書 ・印鑑 ・世帯全員の住民票の写し(3ヶ月以内に交付されたもの)

・資金調達証明書等 ・所得証明書(過去3ヶ年分) ・納税証明書(過去3ヶ年分) ・婚約者の方は仲人の証明が必要です。

3 申込み時の注意 ・申込者が登記名義人となります。(共有希望の場合は主たる申込者を申込欄に記入し、共有者氏名欄に共有者を記入)

代金の支払方法 村発行の納入通知書により指定金融機関に納入してください。期限までに納入しない方は譲り受けの資格を失います。

第1回支払金額 200万円 ●支払期限 平成24年12月7日(金)まで ●残金 平成25年2月8日(金)まで

●その他 所有権移転登記に伴う登録免許税 ●指定金融機関 埼玉りそな銀行 小川支店

契約 日時 平成24年12月14日(金) 午前9時~午後3時 場所 産業建設課 ※必要書類は申込時にご連絡します。

土地の登記 所有権移転登記は、建物建築後、村で行います。所有権移転登記名義人は申込者以外の方ではできません。夫婦等共有希望の場合は連名申込となり、共有は3人までです。登記および契約書作成にかかる費用は、譲受人負担となります。

*建築する住宅は一住宅一戸とし、規模は敷地面積の22%以上60%以下としてください。*申込受付が終了しても申込がない場合は随時申込を受付し、審査のうえ決定いたします。詳しくはお問合せください。**問合せ** 産業建設課 ☎82-1224